

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 28 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730076

研究課題名(和文) 相続法における清算制度と遺産管理

研究課題名(英文) Liquidation system in law of succession and estate administration

研究代表者

宮本 誠子 (Miyamoto, Sakiko)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：00540155

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：遺産を清算するしくみを探る研究をおこなった。フランスでは、相続における包括承継の原則を維持しながら、1976年12月31日の法律による815条の17が、相続債権者が遺産分割前に遺産の積極財産から弁済を受けられることと、遺産の積極財産を差し押さえることを認めている。これによって、実務では遺産を清算することが可能になっている。日本法で同様の処理をするためには、遺産という1つの財産体の概念を持つこと、遺産を構成要素である積極財産及び相続債務を管理するという視点を導入する必要がある。これは立法的課題である。

研究成果の概要(英文)：This research aims to explore system of estate liquidation. In French law, Art.815-17 (Act no.76-1286 of 31 Dec.1976) of civil code, continuing the principle of universal succession, admits that successional creditors shall be paid by deduction from the assets before partition, and that they may conduct seizure of the undivided property. On ground of this stipulation, at practice, the estate is almost always liquidated before partition. To liquidate it by the same way in Japanese law, it would be necessary to have a new concept and to gain a fresh perspective on administration of the estate. This is a lawmaking problem.

研究分野：社会科学、民法学

キーワード：民法 相続法 フランス法 遺産管理 財産管理 相続債務 遺産分割 清算

1. 研究開始当初の背景

(1) 遺産管理の研究

相続人が複数いる場合、遺産はいったん共同相続人間での共有になり(民法 898 条)、財産はその後の遺産分割によって各相続人に分配される。遺産分割では、被相続人の財産全体を共同相続人間で平等に分配することとされている(民法 906 条)が、遺産分割がなされるまでには、財産の状態や権利義務関係に変動のあることが多く、このような変動は遺産分割前や遺産分割時に、相続人間または第三者との間で問題となることが多い。それにもかかわらず、わが国の民法典には遺産共有中の財産に関する一般規定がなく、問題を処理する規定を有していない。最高裁は、遺産共有を物権法上の共有と異なるところがないという立場を貫いており(最判昭和 30 年 5 月 31 日民集 9 巻 6 号 793 頁等)、遺産共有中の財産に対しても、物権法の共有の規定が適用されているが、物権法の共有の規定は 1 つの物権に対して適合的で、複数の財産全体を把握することに対応していない。遺産は多種類の複数の財産で構成されており、遺産分割ではその全体を平等に分配するのだということを考えると、物権法の共有の規定は、共同相続人間の権利義務関係の調整には向いていないといえる。

遺産共有・遺産分割に関する研究は古典的テーマであり、多くの研究業績が蓄積されているが、研究代表者は、上記の問題意識に基づき、遺産共有中の問題を解消しながら、遺産全体を平等に分配する遺産分割とはどのようなものかに着眼し、遺産共有と遺産分割とを横断的に有機的に結びつけることで問題解決の糸口を探る研究をしている。これまでは、遺産分割で問題となる財産のうち、被相続人の可分債権、相続開始後に生じた債権(相続不動産の賃料債権)についての理論を、フランス法が問題を解決してきた過程をたどりながら、検討した。そして、遺産共有中の問題は相続人間の平等を図るために遺産分割で考慮されるべきこと、そのためには遺産共有中は相続人が財産を管理しているという視点(完全な権利があるのではなく、仮の状態であり、管理しているという視点)が欠かせないこと等を明らかにした(宮本誠子「フランス法における遺産の管理(一)(二・完)」阪大法学 56 巻 4 号(2006)1007~1031 頁、阪大法学 56 巻 5 号(2007)1219~1234 頁、宮本誠子「可分債権の相続と遺産管理」私法 74 号(2012)197~204 頁等)。

(2) 死後事務の研究

他方で、高齢社会において、高齢者の財産管理が喫緊の課題であり、多くの研究が進められているところ、研究代表者も、高齢者が成年被後見人となり、法律の専門家が成年被後見人に選任されて、財産管理をした後、成年被後見人が死亡すると、財産管理と相続法との調整が必要となる点について検討してきた(平成 22~23 年度科学研究費補助金(若

手研究(B) 課題番号: 22730075))。成年被後見人が死亡すると、成年後見は終了し、後見人には財産管理の権限も義務もなくなる。管理していた財産はなお後見人の手元にある場合も少なくないが、それは相続財産である。また、例えば最後の治療費、最後の家賃・電気代等の請求が元成年被後見人に対してなされることもあるが、これは相続債務である。相続財産から相続債務を支払うことが求められているが、相続法における包括承継の原則や相続の承認・放棄の自由等との衝突が生じる。

2. 研究の目的

そもそも現在、日本法において相続債務はどのように処理されているか。日本の相続法は、母法であるフランス法と同様に、包括承継の原則を採っており、イギリス法のように遺産を清算することはないから、相続債務が相続財産から支払われることはない。そして、相続債務の承継について、わが国の立法者は、相続分に応じて承継するという分割主義を採り、判例も同様の立場を示している。すなわち、大決昭和 5 年 12 月 4 日民集 9 巻 1118 頁は「被相続人ノ金銭債務其ノ他可分債務ニ付テハ各自分担シ平等ノ割合ニ於テ債務ヲ負担スル」のであり、連帯債務とならないことは民法 427 条から明らかであるとしている。また、最判昭和 34 年 6 月 19 日民集 13 巻 6 号 757 頁も、連帯債務に関する事案で、「債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の金銭債務その他の可分債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと解すべき」としている(当然分割説)。

しかし、このような判例の立場を肯定したとしても、相続債務は相続開始時に各共同相続人の分割単独債務となり、遺産分割においてはもはや問題とならないのか、相続債務を考慮しながら遺産分割を行うことは可能なのかはなお明らかではない。相続債務が各共同相続人の分割単独債務となるとして、相続人の 1 人が他の相続人のために弁済した場合に、この弁済が遺産分割前になされたのであれば、遺産分割において相続人間での調整をすることはできるかも問題となり得る。さらに、遺産分割は相続債務を考慮しながらなされるべきではないかとも考えられなくもない。相続債務を処理してから遺産分割するのが望ましいとの見解も古くからあり、遺産を清算する、すなわち相続債務を遺産の積極財産から支払うことの可能性を主張する学説もあった(例えば、有地亨「第三者による遺産の管理(一): 相続における清算的要素の導入の契機としての遺言執行者の権限の検討」法政研究 35 巻 4 号(1969)425 頁)。

こうした問題意識を踏まえて、本研究では、日本法において遺産を清算することは可能か、そのためにはどのような視点が必要かを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、フランス法における相続債務の処理、とりわけ遺産を清算するための理論を明らかにし、日本法での考え方と比較する方法を採った。フランス法は、わが国の相続法の母法であり、相続法における基本原則（包括承継の原則、遺産分割の遡及効等）が共通している。わが国で生じている上記のような問題を既に経験しており、それを、19世紀から20世紀の前半にかけての判例法理、共有のしくみに関する1976年12月31日の法律（以下「1976年の法律」という。）及び相続法の改正に関する2006年6月23日の法律（以下「2006年の法律」という。）によって解決し、遺産共有・遺産分割の理論を洗練させてきた。フランス法には、包括承継や遺産分割の遡及効といった原則を維持しながら、問題を解決するための理論があり、わが国での問題解決に、大きな示唆を与えることが予測できた。また、1(1)で得られていた研究成果が、相続債務にも及び、遺産管理の視点を持つことによって、一定の成果が得られるのではないかと考えられた。

4. 研究成果

(1) フランス法における相続債務の処理

フランス民法典における相続債務分割の規定、20世紀前半の判例法理、1976年の法律、2006年の法律を順に検討し、制度や考え方の変遷を分析することを通じて、以下のことを明らかにした。

フランス民法典には相続債務の分割を定めた規定が複数ある。そのうち、民法典1220条及び873条は相続債権者と相続人間での、遺産共有中の分割割合を規定し、870条は共同相続人間での最終的な負担を規律している。遺産共有中の分割は仮のもので、相続人間での最終的な負担は、遺産分割時に清算金（solde）という制度によって調整がなされる。

相続債権者には、遺産分割に先立って、遺産に含まれる積極財産から弁済を受けることが認められている。フレコン判決と呼ばれる破毀院審理部1912年12月24日判決（Cass. req., 24 déc. 1912: S. 1914. I. 201）がその理論を示し、1976年の法律による815条の17で立法化されている。相続債権者は、遺産分割を待たずに、遺産の積極財産を差し押さえて債権回収を図ることも可能である。この方法は実務で定着しており、2006年の法律の中にも、このような清算のなされることを前提にした遺産分割の規定が見られる。フランス法は相続の包括承継の原則を維持しながら、相続債務を遺産の積極財産から弁済することで、遺産を清算するしくみをも持ち合わせている。遺産を清算し、残った積極財産を各相続人に遺産分割で割り当てるということをおこなっている。

このような処理が日本法で可能となるた

めには、何が必要かを探るべく、フランス法において清算の処理が認められる根拠・背景となっている考え方も検討した。そして、遺産という財産体とのとらえ方、および、そのような財産体を相続人が管理・所持しているという視点が重要であることを明らかにした。

以上の研究成果は、宮本誠子「フランス法における可分債務の相続と清算」金沢法学55巻2号（2013）209～244頁、宮本誠子「相続債務の処理」水野紀子＝窪田充見編『財産管理の理論と実務』（日本加除出版、2015年6月公刊予定）で公表している。

(2) 日本法における相続債務の処理

わが国における相続債務の処理について、最近では最判平成21年3月24日民集63巻3号427頁が注目される。この判決は、遺留分減殺請求において遺留分侵害額を算定するにあたり、遺留分の算定となる基礎財産に加算される相続債務の額がいくらなのかが争われたもので、論点は複数あるが、本研究との関係で重要なのは、遺留分算定の前提として、指定相続分がある場合の相続債務の分割、相続人間での内部的負担についての考え方である。本判決は、従来からの判例の立場である当然分割説を採用しながら、相続分の指定がある場合に、相続債務の分割割合は、第一に被相続人の意思によらし、その意思解釈において原則として相続分の指定が相続債務にも及ぶとしている。他方で、被相続人すなわち債務者の意思によって分割割合が定まるのは債権債務関係の本来の姿ではなく、債権者の承諾が必要であるから、分割割合が指定相続分となっても、相続債権者はなお、法定相続分に応じた割合での履行を請求することも可能であるとする。本判決によると、相続人らは、指定相続分に依りて承継したことを抗弁とすることはできず、承継した割合（指定相続分）とは異なった割合での支払いをせざるを得ないから、後は、相続人間での求償などによって調整するしかない。ただし、この求償関係をどのように調整するかについて、本判決からは明らかでない。宮本誠子「『財産全部を相続させる』旨の遺言がある場合の遺留分侵害額算定における相続債務額の加算」金融・商事法務1436号（2014）116頁以下では、上記の分析を含めた本判決の検討を示し、過去の判決との整合性や残された課題、フランス法が参考になることについても言及した。

(3) 研究成果のインパクトと今後の展望

日本法においては上記のとおり共同相続人間での求償が問題となるところ、フランス法では民法典815条の17の解釈で処理されていることも本研究により明らかになっている。この点は、今後論文としてまとめ、公刊する予定である。

相続債務の扱いは、法務省内に設置された相続法制検討ワーキングチームでも検討された、現在最も重要な課題の1つである。母

法であるフランス相続法の現在の考え方を明らかにした本研究は極めて参考になると思われる。

わが国の相続法制下で、遺産の清算をする可能性、どのような立法を行えば清算が可能になるかは、立法的課題があり、相続債務と遺産分割との関連等も検討する必要がある。相続債務のみならず、それを弁済するための積極財産・他の消極財産を総合的に、遺産管理に留意しながら検討しなければならない。それゆえ、相続債務に直接には関連しない研究においても遺産管理に着目した検討をおこなう等の工夫も行った(例えば、宮本誠子「共有・遺産共有併存時の全面的価格賠償による共有物分割と賠償金の保管義務」新・判例解説 watch16号(日本評論社、2015)97~100頁による判例評釈)。このような方向での検討を進めつつ、相続債務と遺産分割の関係、遺産の清算のために具体的にどのような立法が必要か等の残された課題については、今後も研究を継続する所存である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

宮本誠子「共有・遺産共有併存時の全面的価格賠償による共有物分割と賠償金の保管義務」新・判例解説 watch16号(日本評論社)97~100頁、2015年、査読無

宮本誠子「委託者指図型投資信託受益権・個人向け国債の共同相続」判例セレクト2014 [](法学教室413号別冊付録)24頁、2015年、査読無

宮本誠子「金銭債権の共同相続」水野紀子=大村敦志編『民法判例百選 親族・相続』(有斐閣)132~133頁、2015年、査読無

宮本誠子、第2部フランス法(第1章3、5、6、第2章1担当)、『各国の相続法制に関する調査研究業務報告書』(商事法務研究会、2014年)31~35、36~41頁、査読無

宮本誠子「共有・遺産共有併存時の全面的価格賠償による共有物分割と賠償金の保管義務」、新・判例解説 Watch 民法(家族法)No.74(文献番号 z18817009-00-040741090)1~4頁、2014年、査読無

宮本誠子「「財産全部を相続させる」旨の遺言がある場合の遺留分侵害額算定における相続債務額の加算」、本山敦・奈良輝久編『相続判例の分析と展開』金融・商事法務増刊1436号116~119頁、2014年、査読無

宮本誠子「フランス法における可分債務の相続と清算」金沢法学55巻2号209~244頁、2013年、査読無

[図書](計2件)

宮本誠子「相続債務の処理」水野紀子=窪田充見編『財産管理の理論と実務』(日本加除出版、2015年公刊予定)査読無

宮本誠子「14 遺産の共有」15 遺産分割」担当、小川富之=遠藤隆幸編『ロードマップ民法5 親族・相続』(一学舎、2015年)188~214頁、査読無

6. 研究組織

(1)研究代表者

宮本 誠子(Miyamoto Sakiko)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：00540155

(2)研究分担者

該当なし

(3)連携研究者

該当なし